

瀬戸市道路占用料条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 22 年 12 月 22 日

瀬戸市長 増岡 錦也

瀬戸市条例第 44 号

瀬戸市道路占用料条例等の一部を改正する条例

(瀬戸市道路占用料条例の一部改正)

第 1 条 瀬戸市道路占用料条例(昭和 48 年瀬戸市条例第 19 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(趣旨) 第 1 条 この条例は、道路法(昭和 27 年法律第 180 号。以下「法」という。)第 39 条第 2 項の規定に基づき、道路占用料(以下「占用料」という。)の額及び徴収方法に関し必要な事項を定めるものとする。 (占用料の徴収方法) 第 5 条 占用料は、納入通知書により市長の定める期間内に徴収する。ただし、 <u>占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、翌年度以降の</u> 占用料は、 <u>毎年度、当該年度分を 5 月 31 日</u> までに徴収する。 2 市長は、前項の規定により納入すべき占用料が特に多額であるとき、 <u>又はその他の理由により一時的に全額納入が困難であると認めるときは、年 4 回以内において分納させることができる。</u> (占用料の還付) 第 6 条 <u>既に徴収した</u> 占用料は、還付しない。た	(趣旨) 第 1 条 この条例は、道路法(昭和 27 年法律第 180 号。以下「法」という。)第 39 条第 2 項の規定に基づき、道路占用料(以下「占用料」という。)の額および徴収方法に関し必要な事項を定めるものとする。 (占用料の徴収方法) 第 5 条 占用料は、納入通知書により市長の定める期間内に徴収する。ただし、 <u>占用の期間が翌会計年度以降にわたる場合においては、翌会計年度以降の</u> 占用料は、 <u>当該会計年度分を 4 月 30 日</u> までに徴収する。 2 市長は、前項の規定により納入すべき占用料が特に多額であるとき、 <u>またはその他の理由により一時的に全額納入が困難であると認めるときは、年 4 回以内において分納させることができる。</u> (占用料の還付) 第 6 条 <u>すでに徴収した</u> 占用料は、還付しない。

だし、法第71条第2項の規定に基づき、占用許可を取り消し、又はその条件を変更した場合においては、その全部又は一部を還付することができる。

(占用料の減免)

第7条 市長は、占用物件が次の各号のいずれかに該当するときは、 占用料を減免することができる。

道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「令」という。）第7条第8号に掲げる応急仮設建築物

法第35条に規定する事業（令第18条に規定するものを除く。）及び地方財政法（昭和23年法律第109号）第6条に規定する公営企業に係るもの

電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第10号に規定する電気事業者（同項第8号に規定する特定規模電気事業者を除く。）又は電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第120条第1項に規定する認定電気通信事業者が設ける架空の電線又は電話線及び各戸引込地下埋設管

占用物件たる電柱又は電話柱を支えている支柱及び支線

街灯、防犯灯その他道路交通の安全又は円滑を図る効用を有するもの

水道法（昭和32年法律第177号）の規定に基づいて設ける水管（第2号に該当するものを除く。）

ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第11項に規定するガス事業者が設ける

ただし、法第71条第2項の規定に基づき、占用許可を取り消し、またはその条件を変更した場合においては、その全部または一部を還付することができる。

(占用料の減免)

第7条 市長は、占用物件が次の各号のいずれかに該当するときは、 占用料を減免することができる。

法第35条に規定する事業（道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「令」という。）第18条に規定するものを除く。）及び地方財政法（昭和23年法律第109号）第6条に規定する公営企業に係るもの

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が建設し、又は災害復旧工事を行う鉄道施設及び鉄道事業法（昭和61年法律第92号）による鉄道事業者がその鉄道事業で一般の需要に応ずるものの用に供する施設

街灯、防犯灯その他道路交通の安全又は円滑を図る効用を有するもの

公共用歩廊

前各号のほか市長が特に占用料を減免する必要があると認めたもの

ガス管

- 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が建設し、又は災害復旧工事を行う鉄道施設及び鉄道事業法（昭和61年法律第92号）による鉄道事業者がその鉄道事業で一般の需要に応ずるものの用に供する施設
- 公共の用に供する通路及び側溝、路端又は法面に鉄板、板等を常置する軽易な通路
- 公職選挙法（昭和25年法律第100号）による選挙運動のために使用する立札、看板その他の物件
- 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業に係る停留所標識及び待合所（第2号に該当するものを除く。）
- 公共用歩廊（アーケード）
- 前各号に掲げるもののほか市長が特に必要と認めるもの

別表（第4条関係）

占用物件の種類	区分	単位	占用料
法第3条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本1年につき	円 840
	第2種電柱		1,300
	第3種電柱		1,700
	第1種電話柱		750
	第2種電話柱		1,200
	第3種電話柱		1,700

別表（第4条関係）

占用物件の種類	区分	単位	占用料
法第3条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本1年につき	円 1,200
	第2種電柱		1,800
	第3種電柱		2,500
	第1種電話柱		1,100
	第2種電話柱		1,700
	第3種電話柱		2,400

	その他の柱類		<u>75</u>
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートル1年につき	<u>8</u>
	地下電線その他地下に設ける線類		<省略>
	路上に設ける変圧器	1個1年につき	<u>740</u>
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートル1年につき	<u>450</u>
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個1年につき	<u>1,500</u>
	郵便差出箱及び信書便差出箱		<u>630</u>
	広告塔	表示面積1平方メートル1年につき	<u>2,300</u>
	その他のもの	占用面積1平方メートル1年につき	<u>1,500</u>
法第3 2条第	外径が <u>0.0</u> <u>7メートル未</u>	長さ1メートル1年	<u>32</u>

	その他の柱類		<u>82</u>
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートル1年につき	<u>11</u>
	地下電線その他地下に設ける線類		<省略>
	路上に設ける変圧器	1個1年につき	<u>810</u>
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートル1年につき	<u>550</u>
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個1年につき	<u>1,600</u>
	郵便差出箱及び信書便差出箱		<u>690</u>
	広告塔	表示面積1平方メートル1年につき	<u>3,700</u>
	その他のもの	占用面積1平方メートル1年につき	<u>1,600</u>
法第3 2条第	外径が <u>0.1</u> <u>メートル未</u>	長さ1メートル1年	<u>55</u>

1項第 2号に 掲げる 物件	満のもの	つき		1項第 2号に 掲げる 物件	のもの	つき	
	外径が0.0 7メートル以 上0.1メー トル未満のも の		<u>45</u>		外径が0.1 メートル以上 0.15メー トル未満のも の		<u>82</u>
	外径が0.1 メートル以上 0.15メー トル未満のも の		<u>68</u>		外径が0.1 5メートル以 上0.2メー トル未満のも の		<u>110</u>
	外径が0.1 5メートル以 上0.2メー トル未満のも の		<u>90</u>		外径が0.2 メートル以上 0.3メート ル未満のもの		<u>220</u>
	外径が0.2 メートル以上 0.3メート ル未満のもの		<u>140</u>		外径が0.3 メートル以上 0.4メート ル未満のもの		
	外径が0.3 メートル以上 0.4メート ル未満のもの		<u>180</u>		外径が0.4 メートル以上 1メートル未 満のもの		<u>550</u>
	外径が0.4 メートル以上 0.7メート ル未満のもの		<u>320</u>		外径が0.7 メートル以上 1メートル未 満のもの		
	外径が0.7 メートル以上 1メートル未 満のもの		<u>450</u>				

	満のものの								
	外径が1メートル以上のもの			<u>900</u>			<u>1,100</u>		
法第3条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		占用面積1平方メートル1年につき		<u>1,500</u>	法第3条第1項第3号及び第4号に掲げる施設	占用面積1平方メートル1年につき	<u>1,600</u>		
法第3条第1項第5号に掲げる施設	上空に設ける通路	占用面積1平方メートル1年につき		<u>1,100</u>	法第3条第1項第5号に掲げる施設	上空に設ける通路	<u>2,500</u>		
	地下に設ける通路			<u>680</u>		地下に設ける通路	<u>1,200</u>		
	その他のもの			<u>1,500</u>		その他のもの	<u>1,600</u>		
法第3条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートル1日につき		<u>23</u>	法第3条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートル1日につき	<u>37</u>	
	その他のもの	占用面積1平方メートル1月につき		<u>230</u>		その他のもの	占用面積1平方メートル1月につき	<u>370</u>	
令第7条第1	看板（アー	一時的に設け	表示面積1平方メートル	<u>230</u>	令第7条第1	看板（アー	一時的に設け	表示面積1平方メートル	<u>370</u>

号に掲げる物件	チであるものを除く。)	るもの	ル1月につき	
		その他	表示面積1平方メートル1年につき	<u>2,300</u>
	標識		1本1年につき	<u>1,200</u>
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本1日につき	<u>23</u>
		その他	1本1月につき	<u>230</u>
幕（令第7条第2号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートル1日につき	<u>23</u>	
	その他	その面積1平方メートル1月につき	<u>230</u>	
アーチ	車道を	1基1月に	<u>2,300</u>	

号に掲げる物件	チであるものを除く。)	るもの	ル1月につき	
		その他	表示面積1平方メートル1年につき	<u>3,700</u>
	標識		1本1年につき	<u>1,300</u>
	旗ざお	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	1本1日につき	<u>37</u>
		その他	1本1月につき	<u>370</u>
幕（令第7条第2号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートル1日につき	<u>37</u>	
	その他	その面積1平方メートル1月につき	<u>370</u>	
アーチ	車道を	1基1月に	<u>3,700</u>	

		横断するもの	つき			横断するもの	つき		
		その他のもの				その他のもの			
				<u>1,100</u>				<u>1,800</u>	
令第7条第2号に掲げる工事用施設及び同条第3号に掲げる工事用材料		占用面積1平方メートル1月につき		<u>230</u>		令第7条第2号に掲げる工事用施設及び同条第3号に掲げる工事用材料	占用面積1平方メートル1月につき	<u>370</u>	
令第7条第4号に掲げる仮設建築物		占用面積1平方メートル1月につき		<u>150</u>		令第7条第4号に掲げる仮設建築物		<u>160</u>	
令第7条第9号に掲げる器具		占用面積1平方メートル1年につき	Aに <u>0.025</u> を乗じて得た額			令第7条第8号に掲げる器具	占用面積1平方メートル1年につき	Aに <u>0.018</u> を乗じて得た額	
備考 <省略>					備考 <省略>				

(瀬戸市公共用物の管理に関する条例の一部改正)

第2条 瀬戸市公共用物の管理に関する条例(平成5年瀬戸市条例第14号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下

線で示すように改正する。

改正後				改正前			
<p>(占用料等の徴収)</p> <p>第 7 条 占用者等から、<u>年度ごとに当該年度内</u>において許可を受けた占用等の期間又は数量に応じて、次に定めるところにより、土地占用料、流水占用料又は産出物採取料 (以下「 占用料等」という。) を徴収する。</p> <p>から まで <省略></p> <p>2 <省略></p> <p>(占用料等の徴収方法)</p> <p>第 8 条 占用料等は、納入通知書により市長の定める期間内に徴収する。ただし、占用等の期間が<u>翌年度以降にわたる</u>場合においては、<u>翌年度以降の</u>占用料等は、<u>毎年度、当該年度分を 5 月 3 1 日までに</u>徴収する。</p> <p>2 <省略></p> <p>別表第 1 (第 7 条関係)</p>				<p>(占用料等の徴収)</p> <p>第 7 条 占用者等から、<u>会計年度ごとに当該会計年度内</u>において許可を受けた占用等の期間又は数量に応じて、次に定めるところにより、土地占用料、流水占用料又は産出物採取料 (以下「 占用料等」という。) を徴収する。</p> <p>から まで <省略></p> <p>2 <省略></p> <p>(占用料等の徴収方法)</p> <p>第 8 条 占用料等は、納入通知書により市長の定める期間内に徴収する。ただし、占用等の期間が<u>翌会計年度以降にわたる</u>場合においては、<u>翌会計年度以降の</u>占用料等は、<u>当該会計年度分を 4 月 3 0 日までに</u>徴収する。</p> <p>2 <省略></p> <p>別表第 1 (第 7 条関係)</p>			
種類		単位	占用料	種類		単位	占用料
電柱、電話柱その他これらに類するものを設置する場合	第 1 種電柱	1 本 1 年 につき	円 8 4 0	電柱、電話柱その他これらに類するものを設置する場合	第 1 種電柱	1 本 1 年 につき	円 1 , 2 0 0
	第 2 種電柱		1 , 3 0 0		第 2 種電柱		1 , 8 0 0
	第 3 種電柱		1 , 7 0 0		第 3 種電柱		2 , 5 0 0
	第 1 種電話柱		7 5 0		第 1 種電話柱		1 , 1 0 0
	第 2 種電話柱		1 , 2 0 0		第 2 種電話柱		1 , 7 0 0
	第 3 種電話柱		1 , 7 0 0		第 3 種電話柱		2 , 4 0 0
	その他の柱類		7 5		その他の柱類		8 2
共架電線その他上空に		長さ 1 メ	8	共架電線その他上空に		長さ 1 メ	1 1

設ける線類を設置する場合		メートル1年につき		設ける線類を設置する場合		メートル1年につき	
水管、下水道管、ガス管その他これらに類するものを設置する場合	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>32</u>	水管、下水道管、ガス管その他これらに類するものを設置する場合	外径が0.1メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>55</u>
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		<u>45</u>		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		<u>82</u>
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		<u>90</u>		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		<u>110</u>
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		<u>140</u>		外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの		<u>220</u>
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		<u>180</u>				
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		<u>320</u>		外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの		<u>550</u>

	ル未満のもの				満のもの		
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		450				
	外径が1メートル以上のもの		900		外径が1メートル以上のもの		1,100
その他公共用物を占有する場合	占有面積1平方メートル1年につき		1,500	その他公共用物を占有する場合	占有面積1平方メートル1年につき		1,600
備考 <省略> 別表第2(第7条関係)				備考 <省略> 別表第2(第7条関係)			
目的	単位	占用料		目的	単位	占用料	
鉱工業の用に供する場合	毎秒1立方メートル1年につき	円 4,147,000		鉱工業等の用に供する場合	毎秒1立方メートル1年につき	円 3,566,000	
その他の場合	毎秒1立方メートル1年につき	137,000		その他の場合		118,000	
備考 <省略>				備考 <省略>			

(瀬戸市河川管理条例の一部改正)

第3条 瀬戸市河川管理条例(平成12年瀬戸市条例第18号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
(流水占用料等の徴収方法)				(流水占用料等の徴収方法)			
第6条 流水占用料等は、納入通知書により市長の定める期間内に徴収する。ただし、占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、翌年度以降の流水占用料等は、毎年度、当該年度分を5月31日までに徴収する。				第6条 流水占用料等は、納入通知書により市長の定める期間内に徴収する。ただし、占用の期間が翌会計年度以降にわたる場合においては、翌会計年度以降の流水占用料等は、当該会計年度に係る分を4月30日までに徴収する。			
2 <省略>				2 <省略>			
別表第1 流水占用料(第5条関係)				別表第1 流水占用料(第5条関係)			
占用目的		単位	占用料 (単位円)	占用目的		単位	占用料 (単位円)
鉱工業の用に供する場合		毎秒1立方メートル1年につき	4,147,000	鉱工業等の用に供する場合		毎秒1立方メートル1年につき	3,566,000
その他の場合		毎秒1立方メートル1年につき	137,000	その他の場合		毎秒1立方メートル1年につき	118,000
備考 <省略>				備考 <省略>			
別表第2 土地占用料(第5条関係)				別表第2 土地占用料(第5条関係)			
占用の種類		単位	占用料 (単位円)	占用の種類		単位	占用料 (単位円)
<省略>				<省略>			
柱類及び塔類を設置して占用する場合	第1種電柱	1本1年につき	840	柱類及び塔類を設置して占用する場合	第1種電柱	1本1年につき	1,200
	第2種電柱		1,300		第2種電柱		1,800
	第3種電柱		1,700		第3種電柱		2,500
	その他の柱類		75		その他の柱類		82
	塔類	1平方メートル1年につき	<省略>		塔類	1平方メートル1年につき	<省略>

		つき				つき	
<省略>				<省略>			
備考 <省略>				備考 <省略>			

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 2 3 年 4 月 1 日から施行する。

(占用料の特例)

- 2 平成 2 0 年 4 月 1 日前に瀬戸市公共用物の管理に関する条例の一部を改正する条例（平成 1 9 年瀬戸市条例第 3 0 号。以下「平成 1 9 年改正条例」という。）による改正前の瀬戸市公共用物の管理に関する条例の規定により許可を受け、平成 2 3 年 4 月 1 日において現に占用を継続しているその他公共用物（平成 2 2 年度の占用料の額が、平成 1 9 年改正条例附則第 3 項の規定により、この条例による改正前の瀬戸市公共用物の管理に関する条例別表第 1 の規定を適用して算定された占用料の額に達しているものを除く。）を占有する場合の当該その他公共用物に係る平成 2 3 年度以後の各年度の占用料の額に関する平成 1 9 年改正条例附則第 3 項の規定の適用については、同項中「占用料の額（以下「新占用料額」という。）」とあるのは「占用料の額」と、「、改正後別表の規定にかかわらず」とあるのは「、瀬戸市道路占用料条例等の一部を改正する条例（平成 2 2 年瀬戸市条例第 4 4 号）第 2 条の規定による改正後の瀬戸市公共用物の管理に関する条例別表第 1（以下「平成 2 2 年改正別表」という。）の規定にかかわらず」とし、同項に次のただし書を加える。

ただし、調整占用料額が、平成 2 2 年改正別表の規定を適用して算定

された占用料の額（以下「新占用料額」という。）を超えることとなる場合は、新占用料額とする。